

壬生町国民健康保険ご加入のみなさまへ

令和8年度から国民健康保険税の税率等が変わります

◎令和8年4月1日から国民健康保険税率を下記のとおり改定いたします

区分	基礎課税(医療)分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	0歳から74歳まで		0歳から74歳まで		40歳から64歳まで	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
①所得割 (前年中の総所得金額等 －基礎控除額43万円)×税率	8.4%	7.3%	2.7%	2.9%	2.1%	2.4%
②均等割 被保険者1人当たり	24,900円	24,900円	8,200円	8,200円	8,400円	8,400円
③平等割 1世帯当たり	23,600円	23,600円	7,200円	7,200円	5,100円	5,100円
課税限度額 ①～③の合計に対する限度額	65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	17万円

※国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも納税義務者になります(この場合、世帯主の所得などは保険税の計算には含みません)

令和4年度以降、世帯に未就学児がいる世帯については、当該未就学児に係る均等割が5割軽減されます。

◎令和8年4月1日より子ども・子育て支援納付金が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、それによる子育て世代に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は児童手当の拡充などの事業に充てられます。

区分	子ども・子育て支援納付金分	
①所得割 (前年中の総所得金額等 －基礎控除額43万円)×税率	0歳から74歳まで	0.29%
②均等割 被保険者1人当たり	18歳から74歳まで	1,400円
③平等割 1世帯当たり	0歳から74歳まで	900円
④18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人当たり	18歳から74歳まで	100円
課税限度額 ①～④の合計に対する限度額		3万円

◎所得の申告を忘れずに！

保険税の計算や軽減判定にあたって、19歳以上の国保加入者全員(国保未加入の世帯主を含む)の所得の有無について申告が必要です。収入がない場合や非課税年金収入のみの場合でも必ず申告をしてください。

(壬生町在住の方の税法上の控除対象配偶者、扶養親族になっている場合は申告の必要はありません。)

◎異動の届け出はお早めに！

国民健康保険資格に異動(加入・脱退など)があった場合は、異動があった日から14日以内に役場に届け出てください。就職などで他の健康保険に加入した場合なども、自動的に切り替わりませんので、国保脱退の手続きが必要です。世帯に異動があった場合は、届け出のあった翌月に新たな保険税を計算し、税額の通知(変更通知)をお送りします。

ご加入のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎問合せ先

- | | | |
|-----------------------|----------|---------------------|
| ○保険税の賦課に関すること | 税務課諸税係 | ☎ 0282(81)1819・1879 |
| ○保険税の納付に関すること | 税務課収税係 | ☎ 0282(81)1816 |
| ○国保の加入・脱退や医療費などに関すること | 住民課国保年金係 | ☎ 0282(81)1832 |